

医療費でお困りの方はご相談ください

無料・低額診療事業とは？

医療費の支払いが困難な方を対象に、窓口一部負担金の減額や免除を行う事業です。

医療機関で保険給付を受ける場合は、社会保険の負担割合に応じて一部負担金を支払わなければならない規則があります。無料・低額診療事業は社会福祉法の規定により、届け出医療機関が一定の要件を満たすことで、一部負担金を減額・免除することができる事業です。

無料診療

【対象者】 無保険で生活困窮の状態にある場合、外国人、社会的援護を要する人、ホームレスの方、住所不安定就労者(ネットカフェ難民)、人身取引被害者またはDV被害者。ただし、無料診療を受けることができるのは、健康保険への加入または生活保護の開始までの期間。

【減免の額】 全額免除(公的な制度や資源は活用します)

【減免の期間】 原則1ヶ月、最大3ヶ月

一部負担金の全額・一部免除

【対象者】 生活保護基準を超える収入があっても、医療費一部負担金を支払うことで生活の維持に困難を生じる方

【減免の額】 1ヶ月の収入が生活保護基準の概ね120%以下、及び就学援助世帯は医療費自己負担を全額免除。

1ヶ月の収入が生活保護基準の概ね140%以下は医療費の1割免除(全額・一部負担免除も公的な制度や資源は活用します)

【減免の期間】 6カ月を限度に

無料・低額診療についてのご質問、医療費に関する相談は、
オホーツク勤医協北見病院医事課(0157-26-1300)まで

パンフレットはこちら ➡ [クリック](#)